

労働情報なごや



(2025 年 3 月発行)

職場のハラスメント防止対策は、企業の義務です！

「労働施策総合推進法」では、職場におけるパワーハラスメントについて、「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」では、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産等、育児・介護休業等に関するハラスメントについて防止措置を講じることが事業主に義務付けられています。

「ハラスメント防止対策として事業主が必ず講じなければならない具体的な措置」

事業主の方針の明確化 及び周知・啓発	① 職場におけるハラスメントの内容・ハラスメントを行ってはならない旨の方針等を明確化し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること ② 行為者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること
相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備	③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること ④ 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること
職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応	⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること ⑥ 事実関係の確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと ⑦ 事実関係の確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行うこと ⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること（事実確認ができなかった場合も含む）
併せて講ずべき措置	⑨ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること ⑩ 事業主に相談したこと、事実関係の確認に協力したこと、都道府県労働局の援助制度の利用等を理由として解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること
職場における妊娠・出産等、育児・介護休業等に関するハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための措置	⑪ 業務体制の整備など、事業主や妊娠等した労働者その他の労働者の実情に応じ、必要な措置を講ずること

「相談・お問合せ先」

○職場におけるセクシュアルハラスメント

妊娠・出産等、育児・介護休業等に関するハラスメントに関するご相談

愛知労働局雇用環境・均等部 電話：052-857-0312

○パワーハラスメントに関するご相談

愛知労働局総合労働相談コーナー 電話：052-972-0266

「特設サイト」

ハラスメント対策の総合情報サイト「あかるい職場応援団」

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



確認しよう！労働条件明示のルール変更

「労働基準法施行規則」と「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」の改正に伴い、令和6年4月から労働条件の明示事項等が変更されています。事業場の方や働く方ご自身でも、労働条件の明示事項やそのタイミングについて、改めて確認してみましょう。

全ての労働者に対する明示事項

① 就業場所・業務の変更の範囲の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、「雇入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」(※1)についても明示が必要になります。

有期契約労働者に対する明示事項等

② 更新上限の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限(有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容の明示が必要になります。

更新上限を新設・短縮する場合の説明 【雇止め告示(※2)の改正】

下記の場合は、更新上限を新たに設ける、または短縮する理由を有期契約労働者にあらかじめ（更新上限の新設・短縮をする前のタイミングで）説明することが必要になります。

- i 最初の契約締結より後に更新上限を新たに設ける場合
- ii 最初の契約締結の際に設けていた更新上限を短縮する場合

③ 無期転換申込機会の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと(※3)に、無期転換を申し込むことができる旨（無期転換申込機会）の明示が必要になります。

④ 無期転換後の労働条件の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと(※3)に、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

均衡を考慮した事項の説明 【雇止め告示(※2)の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の賃金等の労働条件を決定するに当たって、他の通常の労働者（正社員等のいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者）とのバランスを考慮した事項(※4)（例：業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲など）について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※1 「変更の範囲」とは、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲を指します。

※2 有期契約労働者の雇止めや契約期間について定めた厚生労働大臣告示（有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準）

※3 初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も有期労働契約を更新する場合は、更新のたびに、今回の改正による無期転換申込機会と無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

※4 労働契約法第3条第2項において、労働契約は労働者と使用者が就業の実態に応じて均衡を考慮しつつ締結又は変更すべきものとされています。

（注）無期転換ルールの適用を免れる意図をもって、無期転換申込権が発生する前の雇止めや契約期間中の解雇等を行うことは、「有期労働契約の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図る」という労働契約法第18条の趣旨に照らして望ましいものではありません。

詳細については、厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。最寄りの労働基準監督署や愛知労働局にお問い合わせください。

厚生労働省ウェブサイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32105.html



中小企業のための人材戦略シンポジウム ー副業・兼業の実践事例から考えるー

名古屋市で実施した課題解決型人材活用支援事業（副業・兼業人材の活用）により外部人材を受け入れ、課題解決に取り組んだ企業の具体的な事例等（マッチング人材、活用プロセス、得られた成果など）を紹介します。

また、多様な人材戦略に取り組む中小企業の事例を共有し、これからの時代における中小企業の人材戦略について考えます。

- ・日 時：令和7年3月18日（火）14:00～17:00
- ・場 所：名城大学名古屋ドーム前キャンパス 社会連携ゾーン shake（東区矢田南4丁目102-9）
- ・参加費：無料
- ・定 員：50名
- ・対 象：名古屋市内に事業所を有する中小企業の経営者、人事労務責任者
商工会議所、金融機関等の支援機関や自治体関係者
兼業副業等の多様な働き方に関心のある人材
- ・内 容：第1部 ・キートーク「中小企業の人材確保や育成にまつわる課題について」
・名古屋市内企業による副業兼業活用事例の共有
第2部 ・中小企業の人事戦略をひも解く分科会
・次の一手を考えるワークショップ
- ・申込期限：令和7年3月17日（月）まで

⇒お申込み・詳細はこちら <https://furusatokengyo.jp/event/tokai/aichi/p11983/>



＜問合せ先・申込み先＞

「課題解決型人材活用支援事業」運営事務局（特定非営利活動法人 G-net）

電話：058-263-2162 Email：info@furusatokengyo.jp

～職場でのトラブルや悩みごとはありませんか？～

【名古屋市市民相談室 労働相談】のご案内

雇用、賃金、解雇などの労働に関する問題でお困りの市内在住または在勤の方を対象に、市民相談室で専門家による労働相談を行っています。

相談受付：月～金曜日（祝休日・年末年始を除く）

午前9時～11時45分・午後1時～3時45分

電 話：052-972-3163

場 所：名古屋市政府西庁舎1階（名古屋市中区三の丸三丁目1番1号）

E m a i l：rodosodan@keizai.city.nagoya.lg.jp

※Eメールによるご相談は、氏名（可能な限り）、性別、年代、お住まい又は勤務地の区を記入し、相談内容についてなるべく詳しくお書きください。

◆相談無料

◆秘密厳守

無 料 で、専門家がニーズに合わせた講座を行います！

名 古 屋 市

労 働 に 関 す る

出 前 講 座

企業内や団体の会合などで実施する研修に講師を派遣します！

…こんなニーズはありませんか？

★社内の管理監督者向けに**労働法や労務管理の基礎**について解説してほしい！

★**ハラスメント対策**について学びたい！

★**メンタルヘルス不調者**への対応や正しい理解・対策について社内研修を行いたい！

カスタマーハラスメント対策についても対応できるようになりました！

【申込できる方】中小企業や中小企業で構成される経済団体・事業主等のグループなど

【講座内容】①労働法講座 ②メンタルヘルス対策講座 ③カスタマーハラスメント対策講座

【講 師】社会保険労務士、心理カウンセラー

【講座時間】50分以上2時間以内

【日 時】月曜日～金曜日 午前10時～午後9時

【会場・機材等】実施団体でご用意下さい（会場は名古屋市内）

※勉強会や講演会などで、原則15人以上が参加する行事が対象

＜問合せ先＞名古屋市経済局労働企画課 TEL:052-972-3146 FAX:052-972-4129

MAIL: a3145@keizai.city.nagoya.lg.jp

詳細はこちら



名古屋市の就職相談窓口

「なごやジョブサポートセンター」のご案内

名古屋市内での就職を検討している求職者の方を対象に、専門の相談員が一人ひとりの方を個別に担当して、求人紹介から応募、就職後の定着支援まで継続的な支援を行っています。WEBでの相談も可能です。

相談受付：月～金曜日・第2土曜日

午前9時～午後5時（水曜日のみ午後6時30分まで延長）

休館日：土曜日（第2土曜日は開館）、日曜日、祝日、年末年始（12/28～1/4）

※第2土曜日が祝日の場合、第3土曜日開館 ※夏季休館日あり

電 話：052-733-2111（相談は完全予約制です）

場 所：名古屋市千種区吹上二丁目6-3

名古屋市中企業振興会館6階

U R L：https://www.nagojob.city.nagoya.jp/

Instagram・facebookでも、情報を発信しています！

詳細はこちら

